

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請（※）は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

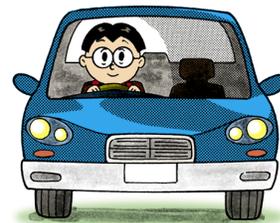
なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。

※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

詳しくは、 **主税局 自動車税種別割 住所変更**

検索



【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

主税局HP

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）